

俱知安町中心市街地 空き店舗活用事業補助金

申請の手引き (共同施設等として活用の場合)

俱知安町観光商工課商工労働・企業誘致係

(令和7年11月改訂版)

【対象エリア】

都市計画法第8条1項第1号に規定する商業地域及び近隣商業地域

※別紙対象エリア図参照

【対象要件】

①空き店舗を「商店街団体※2の共同施設※3」として活用する

※2「商店街団体」とは

- 商店街振興組合又は商店街振興組合連合会 ●商店街の事業協同組合、事業協同小組合又は共同組合連合会
- 中小企業団体の組織に関する法律第9条ただし書に規定する商店街組合又はこれを会員とする商工組合連合会
- 民法第34条の規定により設立された法人であって地方公共団体及び事業協同組合等が出資又は拠出しているもの ●商工会議所 ●その他町長が適当と認める商店街団体

※3「共同施設」とは

組合事務所、共同催事場、休憩所等

②3年以上継続して営業する

⇒ 家賃の補助の場合、事業を開始（事業開始前の準備期間を含む）し、家賃の支払いを開始した後1年経過後に申請できる

③中小企業者とし、倶知安商店連合会又は倶知安商工会議所に5年以上加入する者である

④週5日以上昼間に営業し、かつ、1日の営業時間が4時間以上であること。ただし、別に町長が指定する集積エリアで飲食店を開業するときは、昼間の営業を問わない

⑤空き店舗所有者と2親等以内の親族又は生計を一にする者ではない

⑥過去5年以内にこの補助金の交付を受けた者で、中心市街地の区域内において空き店舗に移転する者でない

⑦町税を滞納していない

【補助対象経費】

別紙対象エリア図にある「空き店舗※1」を、商店街団体の共同施設（組合事務所、共同催事場、休憩所等）として活用しようとする場合の改装費及び家賃

①家賃の場合：事業開始から36ヶ月分の家賃

②改装費用の場合：施設として活用するために必要となる改装費用

※1「空き店舗」とは

小売商業又はサービス業等の施設として使用されていた店舗、倉庫、事業所又は郵便局、金融機関等の公共的な施設として使用されていた建物

【補助率・補助金額】

①家賃の場合：補助対象経費の1/3以内（上限 月額5万円）

②改装費用の場合：補助対象経費の1/3以内（上限 100万円）

【申請・交付決定の流れ】

①家賃の場合

- (1) 交付申請： 補助対象となる家賃の支払いが終了した日から1月以内に、交付申請書及び添付書類を町に提出いただきます。
- (2) 交付決定： 要件審査を行った結果、適正であると認められるときは、補助金の交付を決定し、交付します。

②改装費用の場合

- (1) 交付申請： 交付申請書及び添付書類を町に提出いただきます（申請する前に事前にご相談ください）。
- (2) 交付決定： 要件審査を行った結果、適正であると認められるときは、補助金の交付を決定します。
- (3) 実績報告： 改装工事を行い、支払いが完了した後、実績報告書及び添付書類を町に提出いただきます。
要件審査を行った結果、適正であると認められるときは、補助金の額を確定し、補助金を交付します。

【申請額の留意事項】

消費税及び地方消費税相当額を控除した額で申請

【申請方法】

（申請書類の入手方法・入手場所）

- ①倶知安町HPより HP右上の検索欄に”空き店舗”と入力
- ②倶知安町役場観光商工課商工労働係（2階14番窓口）

（申請書類の提出）

①郵送で提出

〒044-0001

倶知安町北1条東3丁目3番地

倶知安町役場観光商工課商工労働係 宛

②窓口に提出

倶知安町役場観光商工線課商工労働係（2階14番窓口）

【申請書類】

【共通】

<input type="checkbox"/>	「中心市街地空き店舗活用事業補助金交付申請書」（別記様式第1号）
<input type="checkbox"/>	「住民票」（役場1階1番窓口で取得）
<input type="checkbox"/>	「確約書」（別記様式第2号）
<input type="checkbox"/>	「町税に滞納のないことの証明」（役場1階6番窓口で取得）
<input type="checkbox"/>	「立地概要図」の写し （※補助対象エリアに立地していることがわかるもの）
<input type="checkbox"/>	「施設平面図」の写し

【家賃の場合】

<input type="checkbox"/>	「賃貸契約書」の写し
<input type="checkbox"/>	「倶知安商店連合会又は倶知安商工会議所へ加入していることがわかる書類」の写し（※加入同意書または出資金・会費の領収書など）
<input type="checkbox"/>	「家賃領収書（毎月）」の写し（事業開始から12か月分） （※振込の場合は毎月の振込を確認出来る部分の通帳の写し）
<input type="checkbox"/>	「補助金振込先の通帳」の写し （※）カナ名義・口座番号・支店名が確認できる部分

【改装費用の場合】

<input type="checkbox"/>	「賃貸契約書」又は「売買契約書」の写し
<input type="checkbox"/>	改装の「見積書」又は「経費の内訳がわかる書類」の写し
<input type="checkbox"/>	改装承諾書（別記様式第2号） ※賃貸物件の改装の場合

【実績報告書類】（改装費用の場合）

<input type="checkbox"/>	「補助事業等実績報告書」（共通様式第18号）
<input type="checkbox"/>	改装工事に関する領収書又は支払を証明する書類の写し
<input type="checkbox"/>	工事完了前及び完了後の写真
<input type="checkbox"/>	倶知安町商店連合会又は倶知安商工会議所へ加入していることがわかる書類
<input type="checkbox"/>	住民票の写し（交付申請時に提出していない場合）
<input type="checkbox"/>	「補助金振込先の通帳」の写し （※）カナ名義・口座番号・支店名が確認できる部分